こどもの未来の可能性を広げる法改正

親の責務に関するルールの明確化

Q 親の責務ってどういうこと？何をすればいいの？

こどもの未来を担う親としての責任

親権や婚姻関係があるかどうかに関わらず
こどもを育てる責任と義務についての
ルールが明確にされました。

●こどもの人格の尊重●

こどもが心も体も元気でいられるように育てる責任があります。こどもの利益のため、意見をよく聞き、人格を尊重しなければなりません。

●こどもの扶養●

こどもを養う責任を指します。こどもが親と同じくらいの生活を送れる水準でなければなりません。

●父母間の人格尊重・協力義務●

こどものためにお互いを尊重して協力し合うことが大切です。下記のようなことは、このルールに違反する場合があります。

- 暴力や相手を怖がらせるような言動
- 他方の親によるこどもの世話を不当にじゃまること
- 理由なくこどもの住む場所を変えること(※)
- 約束した親子の交流をさまたげること

※暴力等や虐待から逃げることはルールに違反しません。

●すべてはこどもの利益のために●

親権はこどもの世話やお金や物の管理など、こどもの利益を守るために使われなければなりません。

「親の責務に関するルールの明確化」の詳しい情報はこちらから

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもの健やかな成長と未来のために――。
こどもにとっての一番を考えこどもがのびのびと成長できる
環境づくりを通して未来の可能性を広げていく。
そんな今回の法改正の大切なポイントをまとめた
リーフレットです。

もっと詳しく知りたい人はこちらから！
https://support-hitorioya.cfa.go.jp/

こどもの未来のための
新しいルール

親権・養育費・親子交流などに関する
民法改正のポイント

父母の離婚後のこどもの養育についての法律が見直され、
親の責務や親権、養育費、親子交流などの
様々なルールが新しくなりました。（2026年4月1日に施行）

こどもまんなか
こども家庭庁

こどものことを一番に考えて離婚後 の親の責務を明確化。
親権、養育費、親子交流など についてのルールが新しくなりました。

施行前に離婚している方も新しいルールの対象となります。（法定養育費は法施行後に離婚した方が対象です。）

改正法の詳細は、法務省のホームページに掲載しています。

民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）についての詳細は、法務省民事局のサイトをご覧ください。
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html

親権に関するルールの見直し

Q 新たな選択肢、共同親権でどんなことが変わるの？

新たな選択肢が広がります

1人だけが親権を持つ【単独親権】のほかに、離婚後に父母2人ともが親権を持つ【共同親権】の選択ができるようになります。

●父母2人ともが親権を持つ【共同親権】の場合

日常のことは、一方の親で決められる

毎日の生活に必要なこと、例えば食事や着る服を決めること、短い旅行、予防接種や習い事などは、父母のどちらかで決めることができます。

大切なことは父母2人で話し合う

こどもの住む場所を変えることや将来の進学先を決めること、心と体の健康に大きな影響を与える治療やこどものお金の管理などについては父母が話し合って決められます。なお、父母の意見が対立するときには、家庭裁判所で、父母のどちらかが1人でその事項を決められるようにする裁判を受けることもできます。

一方の親が決められる
緊急のケース

暴力等や虐待から逃れるために引っ越すこと、病気やけがで緊急の治療が必要な場合などは、父母のどちらも1人で決めることができます。

「親権者の決め方は?」「親権者は変えられる?」「こどもの世話（監護）についての決まりは?」などの詳しい情報はこちらから

養育費の支払い確保に向けた変更点

Q 養育費のルール、どんなことが変わるの？

こどもの生活を守るために

養育費を確実に、しっかりと受け取れるように新たなルールの創設やルールの見直しが行われました。

●取り決めの実効性アップ●

文書で養育費の取り決めをしていれば、支払いが滞った場合にその文書をもって一方の親の財産を差し押さえるための申立てができるようになります。

●法定養育費とは●

離婚時に養育費の取り決めがなくても、取り決めるまでの間、こどもと暮らす親が他方の親へ、こども一人あたり月額2万円の養育費を請求できる制度です。離婚後もこどもの生活が守られるよう設けられました。養育費が決まるまでの暫定的、補充的なものです。

※法定養育費は父母間で取り決めるべき養育費の標準額や下限額を定める趣旨のものではありません。

●裁判手続きがスムーズに●

家庭裁判所は養育費に関する裁判手続きをスムーズに進めるために収入情報の開示を命じることができることとしています。また、養育費を請求する民事執行の手続きでは、地方裁判所に対する1回の申立てで財産の開示、給与情報の提供、判明した給与の差し押さえに関する手続きを行うことができるようになります。

「養育費の支払い確保に向けた変更点」の詳しい情報はこちらから

安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

Q 安全・安心な親子交流って？

こどものことを最優先に行われます

親子交流や父母以外の親族との交流に関するルールが見直されました。

●親子交流の試行的実施●

家庭裁判所の手続き中に親子交流を試行的に行うことができます。家庭裁判所はこどものためを最優先に考え、実施が適切かどうかや調査が必要かなどを検討し実施をうながします。

●婚姻中別居時の親子交流●

父母が婚姻中にこどもと別居している場合の親子交流は、こどものことを最優先に考えることを前提に、父母の協議で決め、決まらない時は家庭裁判所の審判等で決めることがルールとなります。

●父母以外の親族とこどもの交流●

こどもと祖父母などとの間に親子のような親しい関係があり、こどものために必要があるといった場合は、家庭裁判所はこどもが父母以外の親族との交流を行えるようにできます。

「安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し」の詳しい情報はこちらから